令和８年度　地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金
事業提案募集のお知らせ

１ 事業目的

複数の要因が重なる深刻な経済状況にある中、人材育成や技能伝承の取組の停滞により技術・技能の研鑽機会が減少する地場産地の状況を踏まえ、地場産業の円滑な事業継承及び持続的発展を図るため、人材育成や技術・技能伝承に資する効果的な取組に対して、その経費の一部を補助します。

なお、本事業における「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、これらの中小企業群が概ね県内で生産、加工する鉱工業品に係るものとします。

２ 事業の概要

補助対象者	新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体(注１)、事業協同組合等(注２)、伝統的工芸品産地組合(注３)又は地場産地の中小企業者(注４)で構成する３者以上の企業グループ
補助対象事業	地場産業の円滑な事業継承や持続的発展に向けた、従事者の技術向上や技術習得などの人材育成、地場産地の技術・技能継承につながる効果的な取組(注５)。 《取組の例示》 ・外部の専門家を招いて行う従事者に対する技術・技能研修会の開催 ・従事者を先進企業等へ派遣して行う技術力習得のための研修 ・技能伝承のために製造工程の映像を外注で作成する取組 ・商品開発や異業種連携など、新たなビジネス展開に関する勉強会の開催 ※広く一般人を対象とした体験講座や一般的なビジネススキルの向上を図る取組は対象外
補 助 率	１/２以内 補助限度額は１団体あたり 1,000 千円 ただし、予算の範囲内で調整を行うことがあります。
事業期間	交付決定の日から令和９年２月 28 日まで 交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。

注１：産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人（いわゆるＮＰＯ法人）のうち、経済活動の活性化を活動分野とする法人とする。

注２：事業協同組合等とは、「中小企業団体の組織に関する法律」第３条第１項第１号、第２号、第６号、第７号及び第８号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合とする。（以下同じ。）

注３：伝統的工芸品産地組合とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣により指定された伝統的工芸品の産地組合とする。

注４：地場産地の中小企業者とは、新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う中小企業者とする。また、中小企業者とは中小企業基本法第２条に規定するものをいう。

注５：本事業とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業は、本事業の対象外とする。

３ 補助対象経費（注５）

経費区分	内　　容
謝　　金	講師、専門家などの謝金
旅　　費	講師、専門家などの費用弁償旅費、派遣研修旅費
会場借上料	研修、講習会などの会場賃借料
会場整備費	上記に係る会場設営費及び関連委託料
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	テキスト、資料等の作成費
研修教材等諸費	研修、講習会に要する教材、原材料、資料などの購入費、受講料
設備、備品借上料	機械設備、機材道具類の借上料
委　託　費	製造工程のマニュアル、映像の作成などの外注・委託費
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

《参考：補助対象外経費》
- 本事業の目的に合致しない経費
- 未使用原材料費
- 成果物が補助対象者に帰属しない外注・委託費
- 金融機関振込手数料
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費　等

４ 申請手続き等の概要

（１）実施事業の申請

事前に実施事業の概要等を下記６へ連絡願います。その後、事業概要等の聴き取りを行ったうえで、以下の書類を提出していただきます。

○提出書類

①「地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱」に定める別記第１号様式のうち別紙１「地場産業人材育成・技能伝承支援事業 実施計画書」

②補助事業の参加事業者に、パートナーシップ構築宣言を行っている事業者がいる場合は、宣言書の写し等

※なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

○提出先

新潟県　産業労働部　地域産業振興課　地場産業・日本酒振興室（詳細は「６　お問い合わせ、実施計画書等の提出先」参照）へ、上記必要書類を各１部提出（郵送又は持参）してください。

○注意事項

地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱第２条により、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は、本事業に申請できません。

（２）評価・審査等　（５ 補助事業採択等の流れ　参照）

提出された実施計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の基準により評価及

び審査を行います。

〔基　準〕

○　事業の必要性、産地の状況・課題の把握

○　取組内容と目的達成のための工夫

○　目標成果の内容、達成の可能性

○　地場産地内への波及効果

○　加点要素

補助事業の参加事業者のうち、パートナーシップ構築宣言※を行っている事業者がいる場合は、審査において一定の点数を加点します。

※パートナーシップ構築宣言を行っている事業者

申請時において、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/index.html）において宣言を公表している事業者であること。

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

なお、不採択となった場合の問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（３）採択後の留意事項

・採択となった事業提案者については、別途指示する期限までに「地場産業人材育成・技能伝承支援事業補助金交付要綱」に定める補助金交付申請書（別記第１号様式）を提出していただきます。

・事業計画書の審査の後、交付申請手続きを経て交付決定通知を送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は対象外となりますので、ご注意ください。

５　補助事業採択等の流れ

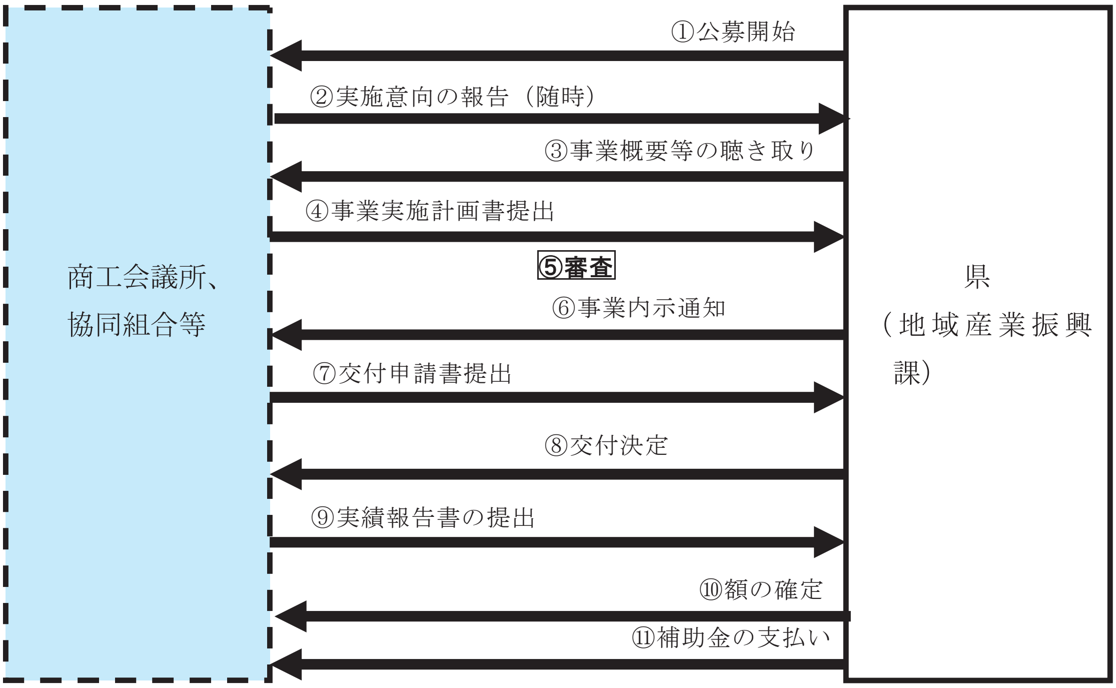

《お願い》事業実施計画書の提出を検討している場合は、必ず事前に事業概要等を連絡願います。

６　お問い合わせ、実施計画書等の提出先

〒950-8570　新潟市中央区新光町４－１
新潟県　産業労働部　地域産業振興課　地場産業・日本酒振興室
TEL 025-280-5243
E-mail ngt050100@pref.niigata.lg.jp